

第14回 滑川町下水道事業 下水道使用料等改定検討業務委託 打合せ議事録
(第4回下水道事業審議会議事録)

日時	2025年1月31日(金)9:30～
場所	滑川町役場
参加者	滑川町役場 2名、審議委員13名 日本会計コンサルティング 1名
確認事項	
<p>1 審議事項</p> <ol style="list-style-type: none">1. これまでの審議会の振り返り2. 滑川町下水道事業の課題3. 下水道使用料改定案について4. 答申案について <p>2 滑川町下水道事業の課題として</p> <ol style="list-style-type: none">① 当年度純利益の不足② 維持管理費の増加<ul style="list-style-type: none">・令和8年度流域下水道維持管理負担金の改定③ 基準外繰入金の増加 <p>3 使用料改定案として</p> <p>滑川町の特徴として</p> <ul style="list-style-type: none">・3～5人の世帯(31～50㎡)・5～7人の世帯(31～60㎡)の利用者層が多い <p>以下3パターンの改定率を提案</p> <p>パターン①: 現行の料金体系から使用料を25%改定 パターン②: 現行の料金体系から使用料を30%改定 パターン③: 現行の料金体系から使用料を35%改定</p> <p>小澤委員 下水道事業の財政状況から、使用料の値上げはやむを得ないと思うが、利用者負担を考えると、急激な値上げはできない。 以上を踏まえて25%改定が良いと思う。</p> <p>4 結論</p> <p>パターン①: 計画期間の後半で当年度純利益は赤字になるが、利益剰余金は確保できる パターン②: 令和8年度の改定以降は当年度純利益が黒字、利益剰余金は確保できる パターン③: 令和8年度の改定以降は当年度純利益が黒字、利益剰余金は確保できる</p> <p>以上を踏まえ、過度な住民負担を防ぐためにパターン①での改定とする。 利用者層を考慮し、従量使用料改定は若干傾斜をつけ、平均改定率を25%とする。 改定時期は令和8年4月1日とする</p> <p>5 答申案 答申書(案)の一部を掲載。次回審議会で全文を示し承認のうえ、町に提出する。</p>	